

こどもの予防接種・乳幼児健康診査実施医療機関一覧表 (茅ヶ崎・寒川)

医療機関名	所在地	電話	予防接種											健診 10 11か月児		
			ロタ	B型肝炎	小児の肺炎球菌	四種混合	不活化ポリオ	BCG	MR	麻疹	日本脳炎	二種混合	三種混合		子宮頸がん予防	
おおさぎ医院	元町18-1	86-8393	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
森田内科医院	若松町6-23	87-0531													2期●	●
田村小児科	幸町6-16-201	86-0415	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
茅ヶ崎徳洲会病院	幸町14-1	58-1311	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
下田産婦人科医院	幸町19-8	82-6781														●
茅ヶ崎こどもの森クリニック	本村4-22-23	50-1260	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
湘南みわクリニック	本村4-22-25	50-1611														●
茅ヶ崎市立病院	本村5-15-1	52-1111	定期的に通院している方を対象に実施しております。											●		
はしもと脳神経外科クリニック	十間坂1-1-28	86-8410													2期●	
高橋医院	十間坂1-2-16	82-2231		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
堀越医院	共恵2-5-52	82-4641	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
佐久間クリニック	南湖2-13-31	89-2810													2期●	
茅ヶ崎産婦人科医院	南湖2-15-36	83-3413				●									●	●
オアシスクリニック	南湖5-20-10	50-0730	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
加藤医院	東海岸北2-1-52 茅ヶ崎メッセビルMF	82-2602														●
守屋おとなこどもクリニック	東海岸北3-10-14	86-5885	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
愛生会クリニック	東海岸北5-10-48	88-6560													2期●	●
みうらレディースクリニック	東海岸南4-11-41	59-4103														●
しながわこどもクリニック	東海岸南5-1-21	81-3121	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
町田胃腸科外科	萩園2305-27	85-2013								MR					●	
湘南東部総合病院	西久保500	83-9192	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大木医院	円蔵1-24-32	52-0085													2期●	●
至誠堂医院	円蔵2427-8	85-2101								MR					●	
井上内科クリニック	矢畑725-1	83-6565													2期●	
湘南キッズクリニック	今宿181-1	84-0866	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
かつまた小児クリニック	香川1-38-18	54-5588	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
香川クリニック	香川6-8-33	52-9687													●	●
和田内科医院	高田5-1-19	51-8221													2期●	●
水沼医院	高田5-5-10	52-5550													2期●	●
おざき医院	菱沼1-4-11	55-0201													2期●	●

各医療機関では●または略字*で示した項目を実施しています。実施日が限られていたり予約が必要な場合がありますので、必ず事前に実施医療機関に実施日や予約についてご確認ください。
また、実施医療機関の情報は年度途中で変更となる可能性があります。最新の情報については、市ホームページをご確認ください。
*略字【MR（麻しん・風しん）】MR：MRワクチン（のみ）の接種
【日本脳炎】2期：日本脳炎2期（9～13歳未満）及び特例対象者の1期・2期の接種

地域医療センター

【所在地】茅ヶ崎3-4-23
【電話】 医科・歯科 0467-38-7532 (自動音声案内後、用件先に接続)
薬局 0467-38-5086 (直通)
【診療体制】 詳細は市ホームページをご確認ください。



かながわ小児救急ダイヤル

家庭でどう対処すべきか、すぐ医療機関にかかるべきか、こどもの体調のことで判断に迷った時のための看護師などによる電話相談です。
【電話】 045-722-8000
※市外局番が#042以外のプッシュ回線を利用している方、携帯電話の方は#8000でも利用できます。
【相談時間】 毎日18時～翌8時

令和4年度 こどもの健康だより 令和4年3月発行
発行：保健所健康増進課
〒253-8660 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7
電話：0467-38-3331 (代表) (8時30分～17時)
ホームページ：http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/



茅ヶ崎市

令和4年度

こどもの健康だより

保存版

ちがき貴族
えぼし麻呂

※感染症対策のため、予約制となっております。健康増進課に事前に予約してください。
また、変更・中止となる場合もありますので、最新の情報をホームページでご確認のうえご来場ください。
※健康増進課 こども健康・予防接種担当（保健所）で電話等による育児相談を随時行っております。（電話：0467-38-3331）

乳幼児健康相談（予約制）

＜対象＞ 乳幼児とその保護者（保健所での歯科相談は妊婦も対象としています）
＜内容＞ 身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士（保健所のみ）による個別相談
＜持ち物＞ 母子健康手帳（歯科相談にお越しの妊婦の方は母子健康手帳と歯ブラシを持参してください）
＜場所＞ ●保健所 ●鶴嶺公民館 ●香川公民館 ●南湖公民館 ●小和田公民館 ●松林公民館 ●浜須賀会館



教室の日程（予約制 会場は地域医療センター等複合施設）

★離乳食講習会
＜対象＞ 4～6か月児を持つ保護者（第1子優先）
＜内容＞ 離乳食のすすめ方
＜持ち物＞ 母子健康手帳



★1歳児の食事と歯の教室
＜対象＞ 11～12か月児を持つ保護者（第1子優先）
＜内容＞ 乳幼児食のすすめ方、虫歯予防、生活のリズム
＜持ち物＞ 母子健康手帳



相談の日程（予約制 会場は保健所）

★すくすく7か月児育児相談
＜対象＞ 7か月児とその保護者
＜内容＞ 身体測定、育児相談、栄養相談、図書館によるブックスタート
＜持ち物＞ 母子健康手帳、おたずね用紙



★のびのび2歳児歯と遊びと育児の相談
＜対象＞ 2歳0か月～2歳6か月児とその保護者
＜内容＞ 身体測定、歯科相談、育児相談、栄養相談、遊びの紹介
＜持ち物＞ 母子健康手帳、おたずね用紙



乳幼児健康診査 対象の方には個別通知します。

★4か月児健康診査
満4か月になった日から5か月になる日の前日までに実施医療機関（裏面参照）で受けましょう。



★10～11か月児健康診査
満10か月になった日から1歳のお誕生日の前日までに実施医療機関（裏面参照）で受けましょう。



★1歳6か月児健康診査・歯科健康診査
＜会場＞ 保健所
＜持ち物＞ 母子健康手帳
おたずね用紙



★3歳6か月児健康診査・歯科健康診査
＜会場＞ 保健所
＜持ち物＞ 母子健康手帳
おたずね用紙
検査尿
事前にご自宅で採尿と視聴覚検査を行ってきてください。



定期予防接種スケジュール

接種対象年齢であれば、規定の回数を無料（公費負担）で受けられます。万が一、接種後に重篤な健康被害が発生した場合は、法に基づく救済制度があります。なお、転出日以降に接種を受けた場合、公費負担の対象外となりますのでご注意ください。

ワクチンの名前		予防する病気	対象年齢	接種回数	接種時期
注射生ワクチン	BCG	結核	1歳未満	1回	標準的には、生後5か月～8か月に達するまでに1回
	麻しん・風しん混合(MR)	麻しん(はしか) 風しん(三日ばしか)	1歳～2歳未満	1期1回	1期：1歳～2歳未満
			小学校入学前の1年間	2期1回	2期：平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ
水痘	水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳未満	2回	標準的には1歳～1歳3か月に達するまでに1回。その後、6か月～12か月後(最低3か月後)に2回目を接種。	
経口生ワクチン	ロタ	ロタウイルス胃腸炎	1価 出生6週0日後～24週0日後	2回	27日以上(標準的には27～56日)の隔を置いて2回。1回目は生後2か月～出生14週6日後までに接種。
			5価 出生6週0日後～32週0日後	3回	27日以上(標準的には27～56日)の隔を置いて3回。1回目は生後2か月～出生14週6日後までに接種。
不活化ワクチン	B型肝炎	B型肝炎	1歳未満	3回	標準的には、生後2か月～9か月に至るまでに、27日以上(標準的には27～56日)の隔を置いて2回接種後、1回目の注射から139日以上(標準的には12～15か月に至るまで)に3回目を接種。
	ヒブ	細菌性髄膜炎	初回接種月齢 生後2か月～7か月未満	初回3回 + 追加1回	27日以上(標準的には27～56日)の隔を置いて3回(生後1歳に至るまで)※1。その後、7か月以上(標準的には7～13か月まで)の隔を置いて1回接種。
			生後7か月～1歳未満	初回2回 + 追加1回	27日以上(標準的には27～56日)の隔を置いて2回(生後1歳に至るまで)※2。その後、7か月以上(標準的には7～13か月まで)の隔を置いて1回接種。
			1歳～5歳未満	1回	1回
	小児の肺炎球菌	髄膜炎 敗血症 肺炎 中耳炎	初回接種月齢 生後2か月～7か月未満	初回3回 + 追加1回	27日以上(標準的には27～56日)の隔を置いて3回(標準的には生後1歳に至るまで)※3。その後、60日以上(標準的には12～15か月に至るまで)に1回。
			生後7か月～1歳未満	初回2回 + 追加1回	27日以上(標準的には27～56日)の隔を置いて2回(標準的には生後1歳に至るまで)※4。その後、60日以上(標準的には12～15か月に至るまで)に1回。
			1歳～2歳未満	2回	2回：1回目の接種から60日以上あけて2回目を接種
			2歳～5歳未満	1回	1回
	四種混合(DPT-IPV)※5	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎	生後3か月～7歳6か月未満	1期初回3回 + 追加1回	20日以上(標準的には20～56日)の隔を置いて3回接種。初回3回接種終了後、12か月～18か月後(最低6か月後)に1回接種。
	日本脳炎	日本脳炎	2012年以降生10月 生後6か月～7歳6か月未満	1期初回2回 + 追加1回	1期：標準的には6～28日(最低6日以上)の隔をあけて2回接種。その後おおむね1年後(最低6か月後)に1回接種。
9歳～13歳未満			2期1回	2期：1回接種	
特例		平成21年4月2日生～平成21年10月1日生 生後7歳6か月までに1期接種3回が完了していない方は、9歳～13歳未満で、1期の不足分と2期接種を受けることができます。 平成14年4月2日生～平成19年4月1日生 合計4回の接種が完了していない方は、20歳になる日の前日まで、定期接種として不足分の回数が受けられます(2期接種は、9歳以上で接種)。			
二種混合(DT)	ジフテリア、破傷風	11歳～13歳未満	2期1回	2期：1回接種	
子宮頸がん予防	子宮頸がん	小学校6年生～ 高等学校1年生相当の女子	3回	①サーバリックス：初回接種から1か月後と6か月後(最低5か月後かつ2回目から2か月半後)に接種 ②ガーダシル：初回接種から2か月後(最低1か月後)と6か月後(2回目から最低3か月後)に接種	
		キャッチアップ接種 ※積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逸した方	平成9年4月2日生～平成18年4月1日生	合計3回の接種が完了していない方は、令和7年3月31日まで、定期接種として不足分の回数が受けられます。	

標準的な接種年齢
接種が可能な年齢

●ヒブ、小児の肺炎球菌を接種する方へ
①生後2か月～7か月未満の間に初回接種を受けられるようにご検討ください。
②接種開始月齢・年齢により、必要回数が異なります。
③規定の隔で受けられなかった場合、必要接種回数が増える可能性があります。医療機関または保健所健康増進課にご相談ください。

予防接種の受け方

- 市より予防接種予診票が届きます。
＜送付スケジュール＞
生後2か月になる前月
1歳になる前月
3歳になる前月
小学校入学前の年度の4月
9歳になる前月
10歳になる前月※6
11歳になる前月

- 母子健康手帳で接種履歴をご確認のうえ、実施医療機関(裏面参照)へ事前に問い合わせをして接種を受けましょう。
- 当日の持ち物
・母子健康手帳
・予診票(バーコードシール貼付・必要事項を記入済みのもの)
・お子さんの身分証明書(医療証等ご住所の確認ができるもの)
※他市から転入されてきた方等、予診票冊子をお持ちでない方は、医療機関備え付けの予診票をお使いください。

- 予防接種の注意事項については予診票冊子、または市ホームページでご確認ください。

予防接種を受ける時に気をつけること



予防接種を受けた後に気をつけること・接種後の症状に関すること



※1…初回2回目及び3回目の接種は、生後12か月に至るまでに行い、それを越えた場合は行わない(追加接種は実施可)。その場合の追加接種は、初回最後の接種後、27日(医師が必要と認める場合は20日)以上の隔を置いて1回。
※2…初回2回目の接種は、生後12か月に至るまでに行い、それを越えた場合は行わない(追加接種は実施可)。その場合の追加接種は、初回最後の接種後、27日(医師が必要と認める場合は20日)以上の隔を置いて1回。
※3…初回2回目の接種は、生後12か月に至るまでに行い、それを越えた場合は3回目の接種は行わない(追加接種は実施可)。3回目は生後24か月に至るまでに行い、それを越えた場合は行わない(追加接種は実施可)。
※4…初回2回目の接種は、生後24か月に至るまでに行い、それを越えた場合は行わない(追加接種は実施可)。
※5…四種混合ではなく三種混合を受けられた場合は、三種混合の回数に応じて不活化ポリオをお受けください。
※6…厚生労働省からの通知により、令和3年度につきましては、9歳の方へ予診票(日本脳炎2期1回)の送付を行いませんでした。そのため令和4年度に、10歳になる方へ予診票の送付を行います。
●令和4年3月現在の情報です。厚生労働省の通知により、年度途中でも変更の可能性があります。変更の際は、広報ちがさきやホームページ等にてお知らせします。

●償還払い(払い戻し)制度
実施医療機関以外での接種費用は、原則自己負担となります。やむをえない理由で他の医療機関で接種する場合、事前に「予防接種実施依頼書」の発行を申し込めば、負担した費用(上限あり)の払い戻しを受けられる制度があります。詳細は市ホームページをご確認ください。保健所健康増進課までお問い合わせください。
●長期の療養等により、定期予防接種が受けられなかった方
「長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、定期予防接種の対象であった期間にやむを得ずその予防接種を受けることができなかったと認められる方」は、接種が受けられるようになった後、原則2年以内は、定められた接種対象年齢を超えていても定期予防接種を受けることができます。事前にお申し込みが必要となりますので、必ず保健所健康増進課にご連絡ください。